

●第3章 応急対策

第1節 応急活動基本方針

第1 初動体制の確立

入手した気象情報等から警報の発表等を予測し、事前に配備体制の検討を実施するほか、気象予報・警報の発表に基づく警戒本部の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、早期の措置をとるものとします。

第2 災害の規模、状況に応じた段階的配備体制の確立

風水害に対する職員の配備は、気象状況や災害の発生状況に応じて、区警戒体制・区災害対策警戒本部体制及び区災害対策本部体制とし、順次人員を増強するものとします。

第3 災害種別に応じた応急活動体制の確立

河川の増水、雨水出水、高潮による浸水、崖崩れ、土石流などによる土砂災害に対処するため、区役所及び関係局が一体となって応急対策を実施します。

第4 各種情報受伝達体制の確立

各種システム、ホットライン等を活用し、気象情報、河川情報、災害発生状況、避難勧告等の情報を的確に収集、伝達することにより、迅速に応急活動を実施します。

第5 区役所を中心とした救援・救助活動の実施

鶴見土木事務所、鶴見消防署及び区内の各局の出先機関は、区長の活動要請に応じて区役所と一体となった救援・救助活動を推進するとともに、連絡員を派遣するなど区役所との連絡体制を強化します。

また、区長は、災害発生時には、救援・救助活動等の協力を要請し、活動体制を確保するほか、区域の災害が大規模となり区役所の活動人員では不足する場合は、市長に支援職員の派遣を要請し、区役所の救援・救助体制を確保します。

第6 応援・協力体制の確保

区長は、区域に関係する防災関係機関や協定締結団体に応援及び協力を要請します。

第2節 防災組織体制

気象予報・警報の発表に基づく警戒本部等の設置や勤務時間外の職員連絡体制の強化など、迅速な初動対応を図るため、次により夜間、休日等の体制を確保します。

第1 初動対応輪番制度

夜間、休日等における風水害等の緊急事態に備え初動体制を迅速に確保するため、区責任職等による輪番制により直ちに区役所へ参集し情報の収受、指令伝達等の応急対策を実施します。ただし、台風の接近及び上陸のおそれのある場合には、その都度初動体制の構築を図ります。

1 総務課輪番体制

総務課責任職及び防災担当職員を2班に分け、年度初め及び年末年始の休庁期間を除き、1週間交代による輪番体制とします。

2 各課輪番体制

各課を6班に振り分け、1週間交代を原則とした輪番体制とします。

総務課防災担当は、年度末までに次年度の輪番スケジュールを作成し、各課に周知します。

第2 区役所と消防署の連携【庶務班】

夜間・休日に突発的な大雨等により被害が発生した場合、区役所の体制が整うまでの間に、消防署が区役所に代わって次の各項目を実施できるものとします。

1 初期情報の提供

消防署から区役所に発災初期の情報を連絡します。

2 情報の収集・集約

消防隊等からの情報のほか、区民、関係機関（警察署等）、庁内関連部署（土木事務所等）から収集した情報を消防署で取りまとめます。

3 区民への情報提供

消防地区本部の広報隊等により、緊急情報（河川の水位状況など迅速な避難を事前に促すために必要な情報）を区民に提供します。

4 避難場所の開設要請

区民に危険が及ぶおそれがあり、避難場所を開設する必要がある場合は、施設関係者に対して消防署から開設を要請します。

第3節 災害対策本部等の設置

第1 区災害対策警戒本部の設置

区災害対策警戒本部の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区警戒本部長

区危機管理責任者は、副区長（区総務部長）とします。

2 設置基準

- (1) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象警報（大雨、暴風、暴風雪）及び洪水警報のうち、いずれかの警報又は複数の警報が発表されたとき（大雪警報のみ発表されたときは、第8章雪害対策による。）。
- (2) 河川の流域区において、国土交通大臣又は神奈川県知事から、その河川を対象とする水防警報のうち、準備、出動、指示のいずれかが発表されたとき。
- (3) 高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき。
- (4) その他区警戒本部を設置する体制が必要と認められたとき。

（例示）

波浪警報が発表され、区長が必要と認めるとき

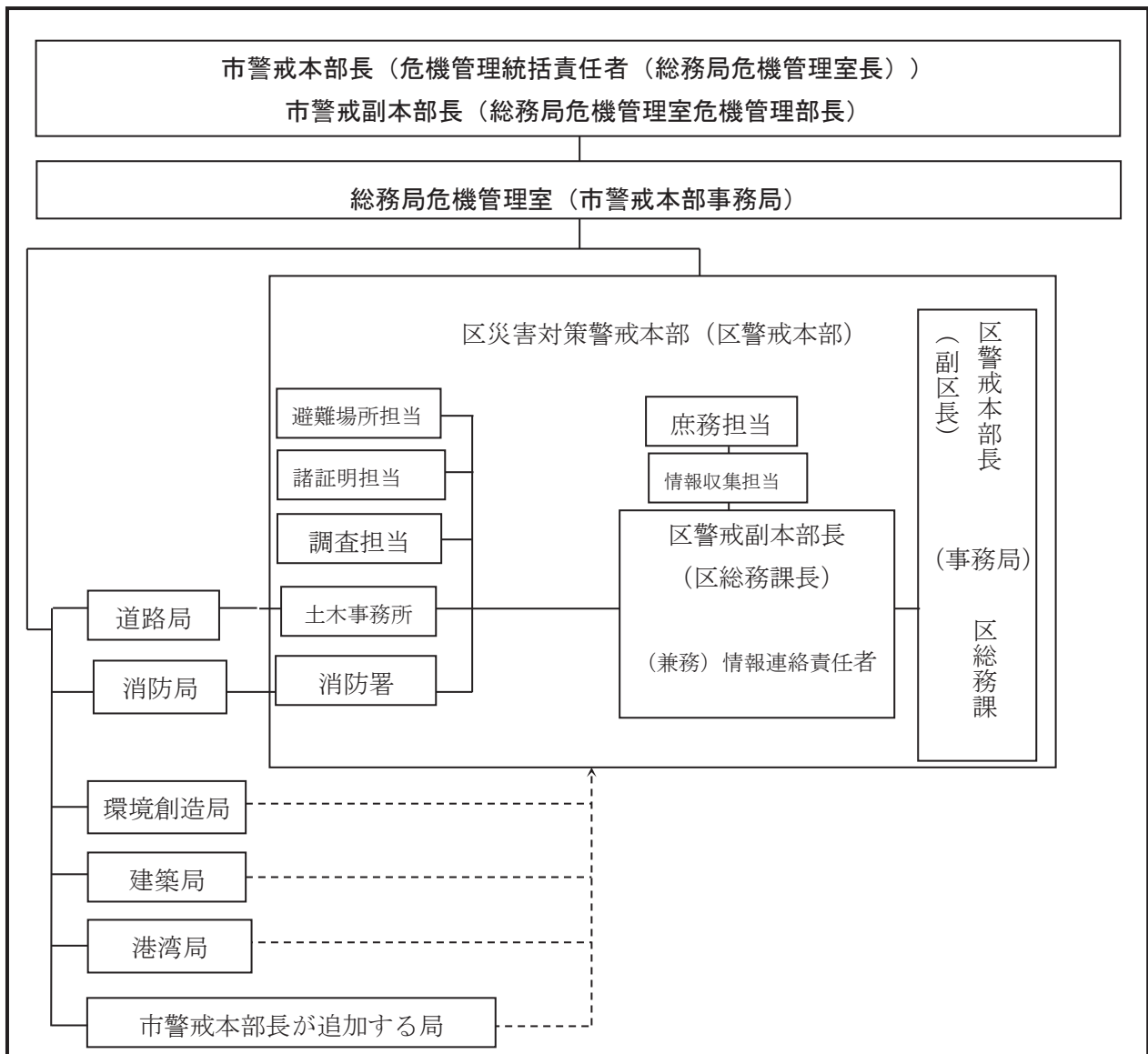
3 廃止基準

区危機管理責任者は、次の場合には、区警戒本部を廃止することができます。

なお、廃止する前には、各地区隊長と区内の被害状況などの情報を、再度確認することとします。

- (1) 区災害対策本部が設置されたとき。
- (2) 区内において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (3) 区内での被害が発生せず、気象警報等が解除されたとき。

図1 横浜市（区）災害対策警戒本部の組織構成



注1 市警戒本部長は、警報の発表の状況及び災害の発生状況に応じて、構成局を指名又は縮小できる。
 注2 市警戒本部を構成する局の危機管理責任者は、被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合は、必要に応じ、当該区の警戒本部に支援職員を派遣する。
 注3 区警戒本部長は災害の発生状況により必要に応じ避難場所担当及び諸証明担当を設置する。

表1 区災害対策警戒本部（区警戒本部）の担当別任務分担

区 危 機 管 理 責 任 者 （ 副 区 長 ）	<p>区警戒副本部長（総務課長）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部長の補佐に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。 <p>情報連絡責任者（総務課長兼務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の統括に関すること。 2 市警戒本部等との連絡、調整に関すること。 3 区警戒本部長命令の伝達に関すること。
	<p>（庶務担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区警戒本部の運営に関する統括事務に関すること。（会議等の運営・その他） 2 職員の配備・動員の伝達に関すること。 3 災害記録に関すること。 4 車両等資機材の確保や配置等に関すること。 5 避難勧告等の発令及び実施に関すること。 6 区内関係機関への応援要請等に関すること。 7 他の担当の所管に属さないこと。
	<p>（情報収集担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報等の収集伝達に関すること。 2 気象情報、水防警報及び、洪水予報等の受伝達に関すること。 3 避難情報等の集約や伝達に関すること。 4 住民情報の受付に関すること。 5 その他情報の集約に関すること。 6 通信機器の点検及び確保に関すること。
	<p>（避難場所担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所（福祉避難所等も含む）の開設及び運営に関すること。 2 避難情報の調査・収集に関すること。 <p>※ 避難場所担当を設置しない場合は、1については庶務担当が、2については調査担当が当該事務を処理する。</p>
	<p>（調査担当）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡回班の編成と災害警戒区域等の巡回・広報に関すること。 2 現地被害情報の調査と情報収集担当等への速報に関すること。 3 建物等（火災以外の被害）の被害認定調査の実施に関すること。
	<p>（諸証明担当）</p> <p>建物等（火災以外の被害）の罹災証明書の発行に関すること。</p>

	(土木事務所) 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部との相互連携に関すること。 2 被害情報・活動情報等の区警戒本部への提供に関すること。
	(消防署) 1 情報連絡担当の設置と区警戒本部との相互連携に関すること。 2 区警戒本部への初期情報の提供に関すること。 3 被害情報・活動情報等の区警戒本部への提供に関すること。

※ 避難場所担当及び諸証明担当は災害の状況により必要に応じて設置する。

第2 区災害対策本部の設置

区災害対策本部（以下「区本部」という。）の設置又は廃止並びに運営等については、次に掲げるところによります。

1 区本部長

区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）は、区長（区長が登庁できないときは、区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱に定める代理者）とします。

2 設置基準

区本部を設置する基準は、原則として次のとおりとします。

- (1) 市本部が設置されたとき。
- (2) 横浜地方気象台から市域を対象とする気象等（大雨、暴風、高潮、波浪及び暴風雪）に関する特別警報のうち、いずれか又は複数の特別警報が発表されたとき（大雪に関する特別警報のみ発表されたときは、第8章雪害対策による。）。
- (3) 区域において、総合的な災害応急対策を実施する必要があると認められる規模の風水害による被害が生じたとき。
- (4) 区域において河川の堤防の決壊又は氾濫が生じたとき。
- (5) その他災害応急対策を実施するうえで、区本部を設置する必要があると認められるとき。

3 廃止基準

区本部長は、次の場合には、区本部を廃止することができます。この場合において、区本部長は、市本部が設置されている間にあつては、あらかじめ、市本部長の承認を得なければなりません。

なお、廃止する前に区本部長は、各地区隊長及び消防地区本部長と区内の被害状況などの情報を、再度、確認することとします。

- (1) 区域において、災害の発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき。
- (2) その他区警戒本部に縮小することが適当であると認められるとき。

第3 区本部の組織・運営

区本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「横浜市災害対策本部条例」、「横浜市災害対策本部

の組織及び運営に関する規程」及び「区災害対策本部の設置、構成及び運営に関する要綱」に定めるところによります。

1 組織

(1) 区本部長

区本部長は、区長をもって充てます。

(2) 区副本部長

副区長、福祉保健センター長、福祉保健センター担当部長、土木事務所長、資源循環局事務所長、水道局鶴見水道事務所長及び消防署長をもって充てます。

(3) 地区隊長及び消防地区本部長

ア 次の表の左欄に掲げる地区隊に、同表右欄に定める者をもって充てます。

地区隊	隊長
土木事務所地区隊	土木事務所長
資源循環局鶴見事務所地区隊	資源循環局鶴見事務所長
水道局鶴見水道事務所地区隊	水道局鶴見水道事務所長

イ 消防地区本部長は消防署長をもって充てます。

(4) 区本部長各班長

次の表の左欄に掲げる班長は、同表右欄に定める者をもって充てます。

各班	各課
庶務班	総務課長
情報班	区政推進課長
避難者・駅対応班	地域振興課長
ボランティア班	学校連携・こども担当課長
諸証明班	戸籍課長
拠点班	税務課担当課長
被害調査班	税務課長
援護班	高齢・障害支援課長
保育・教育施設班	こども家庭支援課長
遺体安置所運営班	生活支援課長
物資・輸送班	保険年金課長
医療調整班（医療救護隊・保健活動グループ）	福祉保健課長
衛生班	生活衛生課長

※初動体制時は避難場所の開設運営を優先する場合があります。

2 職務内容

(1) 区本部長

ア 市本部長の指揮命令により区本部の事務を統括

- イ 区副本部長(副区長、福祉保健センター長及び福祉保健センター担当部長)及び区本部各班長に対する指揮命令
 - ウ 各地区隊長及び消防地区本部長への指示
 - エ 協定締結機関、防災関係機関等に対する応援要請
- (2) 各地区隊長及び各地区本部長(土木事務所長、資源循環局鶴見事務所長、水道局鶴見水道事務所長、消防署長)
- ア 所管する災害応急対策の実施
 - イ 区本部長からの災害応急対策の指示について対応しますが、土木事務所長は、道路局長又は環境創造局長の命を受け、主要交通網の復旧等を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときがあります。また、消防署長も、消防局長の命を受け消火、救助等の応急活動を実施するため、区本部長の指示又は要請に応じられないときがあります。それらの場合、区本部長に対しその旨を通報するものとします。
- (3) 区副本部長
- ア 区本部長の補佐
 - イ 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときの職務代理
- (4) 区本部各班長(課長)
- 班員に対する指示
- (5) 班員(係長、職員)
- 班長の指示に基づく災害対応

3 運営

- (1) 区本部長は、区本部班長、地区隊長、消防地区本部及び関係機関からの被害情報等に基づき、区域における災害応急対策を実施します。
- (2) 区本部長は、区域における被害状況等について、市本部に報告します。
- (3) 地区隊及び各局出先機関は、必要に応じて、区本部に情報収集員を派遣します。
- (4) 区本部長は、必要に応じて、区本部会議を開催します。
- (5) 区本部会議構成員は、区本部会議において、各班(各地区隊)の配備体制と緊急措置事項、対応概要等を区本部長に報告します。
- (6) 区本部会議には、必要に応じて、区防災対策連絡協議会の構成機関等の出席を求めます。
- (7) 区本部長、区副本部長、班長(地区隊長)等が不在の場合の代理、代決については、あらかじめ別に定めた順位、方法等により行います。

第4 区本部の組織及び事務分掌(任務分担)

事務分掌を定めていますが、風水害では全員配備となる可能性が低いことから、各班の業務を各班指定職員以外も実施します。

1 勤務時間内の初動体制

事前に指定されている各班業務だけを実施するのではなく、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を区本部で選定し、その選定業務を中心に実施します。

2 勤務時間外の初動体制

動員した職員により区本部運営体制を早期に確立し、被害状況に応じて、優先して初動対応が必要な業務を、動員状況に基づき順次実施していきます。

3 バックアップ体制

職員へのバックアップ体制として、交代要員等の職員の確保を考慮します。

4 区災害対策本部の組織及び事務分掌（任務分担）

図2及び表2のとおりです。

図2 鶴見区災害対策本部の組織構成

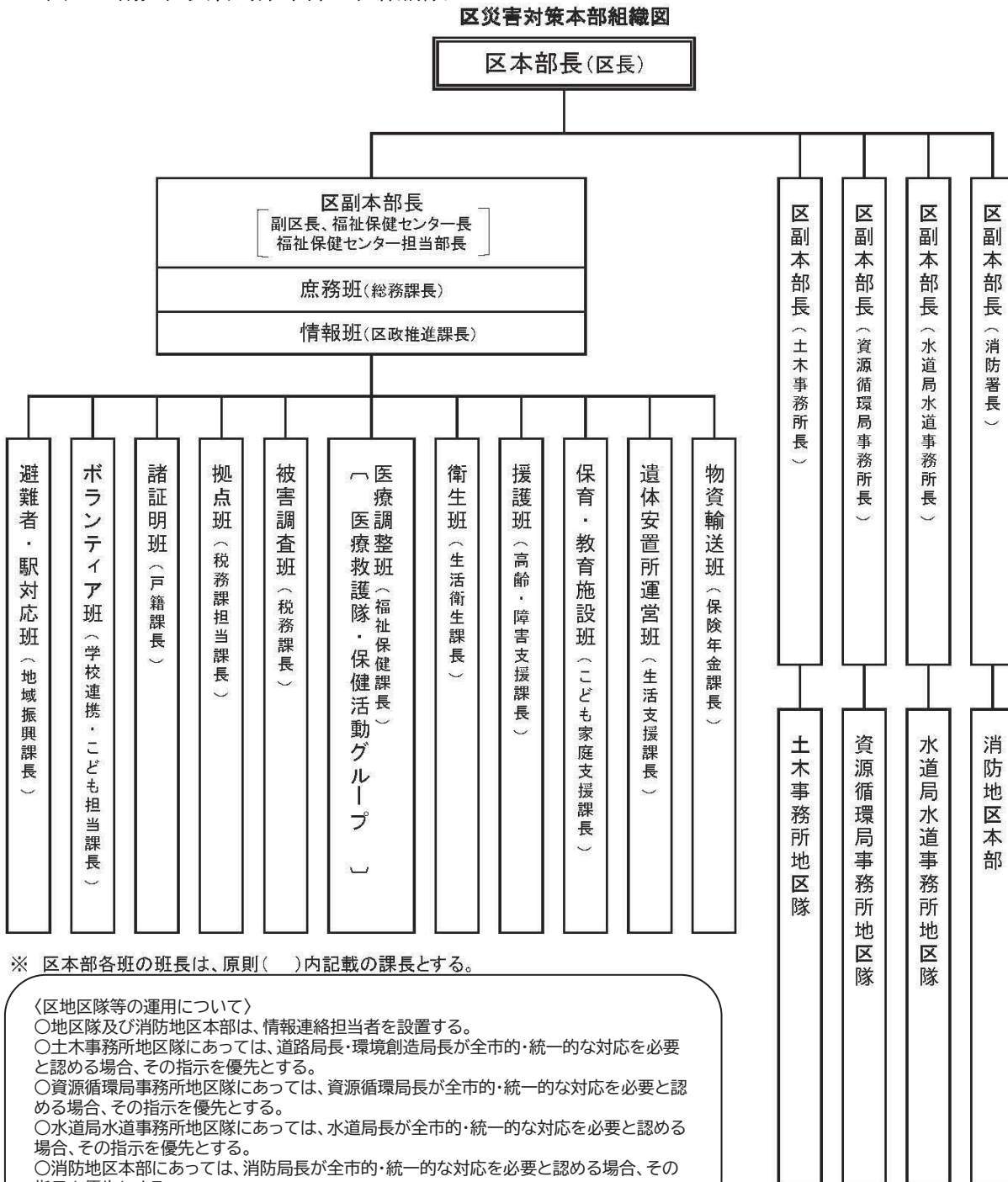


表2 鶴見区災害対策本部の事務分掌（任務分担）

班	事務分掌（担当任務分担）
庶務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部の設置及び運営に関する事。 2 本部長命令の伝達に関する事。 3 区本部の庶務及び記録に関する事。 4 区本部内各班の連絡調整に関する事。 5 市本部、その他関係機関との連絡調整に関する事。 6 報道及び広報対応に関する事。 7 災害関連情報に関する事。 8 区災害対策計画の立案及び実施に関する事。 9 警戒区域の設定に関する事。 10 避難勧告等に関する事。 11 職員応援要請に関する事。 12 支援職員の受入れに関する事。 13 他都市応援職員の受入れ等に関する事。 14 職員の動員に関する事。 15 職員の厚生に関する事。 16 職員等の安否確認及び罹災状況の把握に関する事。 17 食料、飲料、燃料等の確保に関する事。 18 庁舎の管理保全に関する事。 19 所管車両の保全に関する事。 20 区本部の予算、経理に関する事。 21 区災害応急対策計画の策定に関する事。 22 区災害復旧計画の策定に関する事。 23 他の班の所管に属さない事。 24 その他特命事項に関する事。
情報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報及び河川情報の収集及び伝達に関する事。 2 災害関連情報の収集分析及び伝達に関する事。 3 被害状況（人的・物的）の集約に関する事。 4 応急対策活動の集約に関する事。 5 災害関連情報の広報に関する事。 6 通信機器等の保全に関する事。 7 地区隊、警察、ライフライン機関、その他関係機関との連絡調整に関する事。 8 市立以外の学校等の公的施設の被害状況の把握に関する事。 9 指定管理施設の被害状況に関する事。

避難者・駅対応班	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設、津波避難施設の避難者の把握に関すること。 2 補完施設の被災状況の把握に関すること。 3 避難者の安全確保に関すること。 4 二次災害防止に係る避難誘導に関すること。 5 主要駅等での情報収集・広報に関すること。 6 被害情報等の収集・伝達に関すること。 7 帰宅困難者対応に関すること。 8 帰宅困難者一時滞在施設の運営または支援に関すること。 9 その他必要な事項に関すること。
ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> 1 ボランティアへの情報提供及び連絡調整に関すること。 2 ボランティア、自主防災組織等の活動状況の把握に関すること。 3 必要なニーズ等の広報に関すること。 4 区の災害ボランティアセンターとの連絡調整に関すること。
諸 証 明 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡届の受理及び火埋葬許可に関すること。 2 建物等（火災以外の被害）の罹災証明の発行に関すること。
拠 点 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所の開設及び運営に関すること。 2 避難場所及び周辺地域の被災状況（死者、負傷者等）、運営支援、情報収集、避難者ニーズ対応に関すること。 3 地域防災拠点運営委員会との連絡調整に関すること。 4 避難者の対応に関すること。 5 避難者への情報提供・広聴に関すること。 6 市民が任意に設置した避難場所の把握に関すること。 7 避難者の生活相談に関すること。
被 害 調 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区内の被害状況の調査に関すること。 2 建物等(火災以外の被害)の被害認定調査の実施に関すること。 3 災害廃棄物の解体・撤去申請の受付に関すること。
医 療 調 整 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮設救護所の設置及び運営に関すること。 2 負傷者の医療援護に関すること。 3 医薬品、医療資機材等の調達に関すること。 4 医療機関の被災状況の把握に関すること。 5 診療可能医療機関の情報提供に関すること。 6 医師会、医療機関、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること。 7 患者搬送に係る連絡調整に関すること。 8 精神保健医療相談窓口の開設に関すること。 9 避難場所等の巡回診療に関すること。 10 被災者の保健活動及び保健活動グループに関すること。

衛 生 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 消毒及び衛生に関すること。 2 生活衛生に関すること。 3 飲料水及び食品の衛生確保に関すること。 4 動物の保護収容に関すること。 5 感染症の発生予防及び拡大防止に関すること。
援 護 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者のための福祉避難所の設置及び運営に関すること。 2 要援護者の安否確認、避難支援、安全確保に関すること。 3 避難場所等の要援護者の状況把握に関すること。 4 要援護者の福祉避難所の受入れに関すること。 5 被災者の生活相談に関すること。 6 福祉避難所の閉鎖及び要援護者移送に関すること。 7 応急仮設住宅への入居募集に関すること。 8 災害弔慰金、災害援護資金等に関すること。 9 被災者生活再建支援金に関すること。 10 義援金に関すること。 11 その他要援護者の支援に関すること。
保 育 ・ 教 育 施 設 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育、教育施設からの情報収集、情報提供に関すること。 2 保育、教育施設等との連絡調整に関すること。 3 区本部庶務班との連絡調整に関すること。 4 市立保育所の園児の安全確保に関すること。 5 市立保育所の施設、園庭の管理保全に関すること。 6 市立保護所の保育の早期再開に関すること。 7 市立保育所の園児の引渡しに関すること。 8 緊急保育に関すること。
遺体安置所運営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 遺体安置所の設置及び運営に関すること。 2 行方不明者の把握に関すること。 3 関係機関（県警、医師会、歯科医師会）との調整に関すること。 4 引取人のいない焼骨に関すること。
物 資 輸 送 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 区集配拠点の設置及び運営に関すること。 2 食料、救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 3 食料、救援物資等の調達・輸送に関すること。 4 自動車、その他輸送手段の確保に関すること。 5 不足救援物資等の把握に関すること。
土木事務所地区隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害状況の把握に関すること。 2 道路に係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 緊急輸送路等の確保に関すること。 4 路上障害物、放置車両の除去等に関すること。 5 河川、下水道管きよ、公園緑地の被害状況の把握に関すること。 6 河川、下水道管きよ、公園緑地に係る応急対策の立案、実施に関すること。

	7 工事箇所の保全に関すること。 8 区本部、作業隊、その他関係機関との連絡調整に関すること。
資源循環局 鶴見事務所地区 隊	1 ふれあい収集の対象者等の安否確認に関すること。 2 巡回による被害状況、避難場所、道路等の情報収集・提供に関すること。 3 収集車を利用した広報、物資運搬等に関すること。 4 トイレ対策班への応援に関すること。
水道局鶴見水道 事務所地区隊	1 応急給水活動及びその際に得られた被災情報の提供に関すること。 2 断水や水道の復旧情報の提供に関すること。

※ 地区隊及び消防地区本部は、情報連絡担当者を設置する。

※ 各地区隊及び消防地区本部にあつては、関係局長が全市的・統一的な対応を必要と認める場合、その指示を優先とする。

第4節 職員の配置・動員

職員は、区本部が設置された場合、この計画に定める事務分掌及びそれに基づく任務分担に応じて、全力をもって災害応急対策に従事します。

第1 職員の配備体制

1 警戒本部設置時の配備

区危機管理責任者（副区長）は、区警戒本部を設置したときは、原則として災害対策配備基準表に定める1号又は2号配備を基本とした体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて、人員を増強、又は縮小できるものとします。

2 災害対策本部設置時の配備

- (1) 区本部長は、区本部を設置したときは、災害等の規模及び態様にに基づき、災害対策配備基準表の3号、4号又は5号のいずれかの配備体制をとるものとし、災害等の規模及び態様に応じて人員を増強、又は縮小できるものとします。ただし、市本部長が配備体制を示して配備指令を発令した場合は、その配備体制をとることとし、市本部長の承認がない限り、人員を縮小することができないものとします。
- (2) 市本部が設置されていない間において、区本部を設置した場合は、区本部長は、前記(1)により配備体制を発令します。

3 配備基準

配備体制の内容及び発令基準は、次のとおりです。

なお、配備人員については、横浜市警戒体制及び警戒本部等の設置に関する要綱に準じます。また、各地区隊については、別に基準を定めます。

表3 災害対策配備基準表

種 別	配 備 体 制	発 令 基 準	
警 戒 本 部	1号配備	局地的な被害の発生が予想される場合又は発生した場合に対応するため情報収集連絡及び小災害に対処できる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、局地的災害の発生が予想される場合に発令する。
	2号配備	局地的な災害が発生し始め、更に被害地域の拡大が予想される場合で応急措置及び防除活動を行うことができる体制とする。	台風又は局地的大雨により、局地的災害が発生し始めた場合に発令する。
災 害 対 策 本 部	3号配備	災害の発生が数区にわたり、更に拡大の可能性が強く、災害防除の措置を強化し、災害の拡大を防止するために必要な諸般の応急活動ができる体制とする。	市域を対象とする特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合及び台風又は局地的大雨により数区にわたって災害が発生した場合に発令する。
	4号配備	数区において被害が甚大となり、更に拡大の可能性が強く、災害防除及び救助体制を更に強化し、応急活動ができる体制とする。	台風又は局地的大雨等により、数区で甚大な被害が発生し、更に市内全域に被害が拡大する可能性がある場合に発令する。
	5号配備	市内全域に被害が続発している場合又は増大しつつある場合で、緊急に総力をあげて対処する体制とする。	台風又は局地的大雨等により、市内全域に被害が続発している場合、又は増大しつつある場合に発令する。

4 勤務時間内の職員配置

警戒本部又は本部設置時は、必要に応じて通常業務を一部縮小又は停止して、あらかじめ定められた任務分担により職員は配備につきます。

5 勤務時間外の職員配置

職員は、区警戒本部又は区本部が設置された場合、別に定める動員計画又は次章第2節 第3の規定に基づき参集します。

区本部長は、職員の参集状況に応じ、順次、優先して応急対策を実施する必要のある班を編成します。この場合、優先して編成する班にあらかじめ定められた職員以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができます。

6 区本部への応援体制

- (1) 区本部長は、区本部の要員が不足し、災害応急対策に支障が生じるおそれがあるときは、市本部長に、他の区本部又は各局からの職員派遣を要請します。
- (2) 各局及び被害が少ない区は、自ら災害対応を行うとともに、派遣可能な最大限の職員を被害の多い区に一定期間派遣します。

第2 職員の動員体制

区警戒本部又は区本部が設置された場合に職員は、前記第1の1又は2の規定に基づき、動員命令が行われた場合は、自発的にバイク、自転車等できる限り早期に動員できる有効な手段(自家用車を除く。)を用いて、直ちに動員しなければなりません。また、動員時に自身の安否情報及び動員情報を職員安否・参集確認システム等を用いて報告します。

第5節 情報の収集・伝達【庶務班、情報班】

第1 情報受伝達方針

次の3項目とします。また、収集する情報の種類は次のとおりです。

- (1) 災害応急対策には、区内の災害・被災情報の早期把握が重要となることから、区本部で正確かつ迅速な情報の収集・伝達を実施し、対処方針の迅速な決定や応援要請等の判断をします。
- (2) 防災関係機関や区民等からの様々な情報についても整理・活用します。
- (3) 災害時の広報活動は、人心の安定、災害応急対策の促進などの観点からあらゆる手段を用いて積極的に実施します。

第2 情報収集手段及び情報の種類

様々な情報収集ツールを活用し、情報を収集します。収集する情報の種類は表4から表6のとおりです。

また、これらの情報収集ツールは警報発表後も有効に活用します。

1 Webサイトからの情報収集

- (1) 気象庁防災情報 (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- (2) 神奈川県土砂災害情報システム
(<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/map.php>)
- (3) 横浜市一般気象情報
(http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/ippan1/index_warning.html)
- (4) 横浜市防災情報 (<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/kikikanri/weather/top/>)
- (5) XRAIN雨量情報 地域選択 (<http://www.river.go.jp/xbandradar/index.html>)
- (6) 横浜市水防災情報のページ (http://mizubousaiyokohama.jp/suii_area.cgi)
- (7) デジタル台風 (<http://agora.ex.nii.ac.jp/digital-typhoon/help/tyinfo.html.ja>)
- (8) 川の防災情報 (<http://www.river.go.jp/>)
- (9) 京浜河川事務所 (<https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>)

2 テレビ等のニュースによる情報収集

例えば、NHKでは、朝の時間帯は10～20分に1回程度、その他の時間帯でも1時間に1回程度の割合で気象情報を流しているほか、データ放送による情報収集も可能です。

3 総務局危機管理室からの防災情報の確認

総務局危機管理室が、日本気象協会から入手した気象情報を定期的にメール配信するものです。本市に影響するおそれがある台風、低気圧、前線等についての情報が配信されます。

表4 情報の種類

情報区分	情報の概要
気象特別警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する特別警報（波浪、高潮特別警報を含む。）※特別警報は、法律上は警報の一種である。
気象警報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する警報（波浪、洪水、高潮警報を含む。）
気象注意報	横浜地方気象台が発表する横浜市域に関する注意報（波浪、洪水、高潮注意報を含む。）
気象情報	横浜地方気象台が発表する警報・注意報に先立つ注意喚起や警報・注意報の補完のための情報
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表する情報
土砂災害緊急情報	大規模な土砂災害が急迫している状況において、国土交通省又は神奈川県が重大な被害の想定される区域・時期について発表する情報
土砂災害警戒判定メッシュ情報	土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生危険度を5km（メッシュ）毎に階級表示した情報
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台が発表する情報
水防警報	水防法第16条の規定により国土交通大臣及び神奈川県知事が指定した河川について発表する警報
洪水予報	国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同して発表する多摩川の洪水予報、又は京浜河川事務所と横浜地方気象台が共同で発表する鶴見川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
河川情報	水防警報以外の、河川の水位、潮位等による河川等の状況（護岸等の被害を含まない。）に関する情報
災害情報	現場での活動を必要としている、又は活動中の火災・建物崩壊・崖崩れなどの情報（災害の推移状況を含む。）
被害情報	災害により受けた、生命・身体・財産等の被害で、職員等が調査を実施して確定した被害の情報
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）・屋内安全確保の指示、避難場所の開設等の避難に関する情報
活動情報	本部運営状況、被災者に対する給水活動、食料の供給等の救助活動（災害救助法が適用された場合を含む。）等の情報

表5 観測情報の種類

気象解析等業務委託機関からの情報	横浜防災気象情報、天気予報、降水短時間予測、気象レーダー、アメダス、気象衛星ひまわり雲画像、天気図、台風情報、地震情報、津波予報、警報注意報
本市の観測機器等による情報	環境創造局雨量監視システム（レインアイよこはま）、道路局河川水位・遊水地情報、港湾局潮位観測情報、消防局雨量情報、横浜市地震情報

表6 横浜防災気象情報

時系列予測情報	発表時刻から明後日の48時間後までの天気及び1時間ごとの降水量に関する予報	
降水量情報	発表時刻から24時間後まで及び24時間後から48時間後までの期間の総降水量、1時間最大降水量、3時間最大降水量の予測	
臨時情報 (警戒情報)	大雨(雪)監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合(警戒情報「大雨に対する監視が必要です。」)
	大雨(雪)監視情報	1時間雨量10mm以上が予測される場合又は3時間雨量30mm以上が予測される場合(警戒情報「大雨に対する監視強化が必要です。」)
概況	気象解析等業務委託機関の気象予報士による気象に関する概況説明	

ア 危機管理宿日直職員、区防災宿日直職員及び災害応急対策員は、勤務時間外において、危機管理システム又は気象解析等業務委託機関のシステムの端末機により、上記の横浜防災気象情報を定時に確認し、市内の気象状況を把握する。

イ 危機管理システムの端末機に障害が生じた時は、総務局危機管理室情報技術課長(勤務時間外においては、災害応急対策員)が各区役所に有線又は無線ファクシミリで伝達する。

第3 気象庁の発表する注意報、警報及び特別警報

横浜地方気象台は、県内及び沿岸の海域において気象、洪水、高潮による災害及び被害の発生するおそれのある場合に地域を分けて注意報又は警報を発表し、住民や防災関係機関の注意や警戒を喚起します。

1 警報及び注意報の種類及び発表の基準等

警報・注意報の種類及び発表基準のうち、計画により区警戒本部以上の設置が必要なものは、次のとおりです。

種類	基準要素	注意報	警報
大雨	表面雨量指数 ^{※1}	11以上	15以上
	土壌雨量指数 ^{※2}	63以上	109以上
大雪	12時間の降雪の深さ	5cm	10cm
洪水	複合基準 ^{※3}	鶴見川(9, 15.8) 1時間雨量30mm又は指定河川洪水予報による基準：鶴見川(亀の子橋・綱島)	鶴見川(9, 22.3) 1時間雨量45mm又は指定河川洪水予報による基準：多摩川(田園調布(上))、鶴見川(亀の子橋・綱島)
	指定河川洪水予報による基準	鶴見川(亀の子橋・綱島)	多摩川(田園調布(上)) 鶴見川(亀の子橋・綱島)
暴風	平均風速		25m/s
強風	平均風速	12m/s	

暴風雪	平均風速		25m/s で雪を伴う
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1.4m	東京湾平均海面上 2.3m

- ※1 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、1 km四方の領域ごとに計算する。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報等をもとに、5 km四方の領域ごとに計算する。
- ※3 複合基準は（表面雨量指数・流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

2 警報発表時に、さらに上乗せされる情報

避難勧告等の発令基準にもなる、次の情報があります。

(1) 記録的短時間大雨情報

神奈川県「記録的短時間大雨情報」は、1 時間に 100 mm を超えた場合に発表します。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう発表されるものです。

(3) 多摩川、鶴見川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）

- ・ 鶴見川洪水予報

京浜河川事務所と気象庁横浜地方気象台が共同で発表するものです。

- ・ 多摩川洪水予報

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で発表するものです。

※ 洪水予報の種類と発表基準

- ・ 氾濫注意情報（〇〇川氾濫注意情報）

氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき。

- ・ 氾濫警戒情報（〇〇川氾濫警戒情報） **避難準備・高齢者等避難開始【レベル3】**

避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づく氾濫危険（危険水位）に達すると見込まれたとき。

- ・ 氾濫危険情報 **避難勧告【レベル4】** さらに危険時は、**避難指示（緊急）【レベル4】**

氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。

- ・ 氾濫発生情報 **災害発生情報【レベル5】**（命を守るための最善の行動を）

氾濫が発生したとき。

※ 予報地点及び水位

河川	予報地点	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
鶴見川	綱島	3.00m	3.50m	4.00m	4.80m
多摩川	田園調布（上）	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m

3 特別警報の種類及び発表の基準

特別警報は、横浜地方気象台が発表する一般の利用に適合する警報の一種で、警報の発表基準をはるかに超える気象等の現象により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想される場合に行います。

特別警報の種類及び発表の基準

種類	発表の基準
大雨	台風や局地的大雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により暴風が予想される場合
高潮	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により高潮が予想される場合
波浪	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により高波が予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度な台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

特別警報の指標

現象の種類	特別警報の指標
大雨	次の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合 ① 48時間雨量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km四方の格子（メッシュ）が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現した場合 ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現した場合（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント）
暴風	伊勢湾台風級（中心気圧930hpa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合
高潮	・台風については中心気圧、風速を保ったまま中心が接近・通過すると予想される地域における大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表
波浪	・温帯低気圧については風速50m/sが予想される地域における大雨・暴風（雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表
暴風雪	
大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

※ 横浜の雨に関する 50 年に一度の値

48 時間雨量：360 mm、3 時間雨量：138 mm、土壌雨量指数：229 mm

※ 横浜の 50 年に一度の積雪深値

32 cm（ただし、積雪深ゼロの年もあり、50 年に一度の値の信頼性が低いため、あくまでも参考値として示されているもの）

4 水防活動の利用に適合する警報及び注意報

暴風雨、大雨、洪水、高潮により、重大な水害又は被害の発生するおそれがある場合に行うことになっている水防活動用の気象警報及び注意報は、前記1の大雨警報及び注意報の発表をもって代ることとし、水防活動用の洪水及び高潮に関する警報及び注意報は、前記1の洪水及び高潮に関する警報及び注意報の発表をもって代えることとします。

第4 情報受伝達体制等

1 通信手段の確保

区本部長は、次に示すあらゆる通信手段を活用して、情報受伝達体制の確保に努めます。

- (1) 本市の保有する無線通信網
- (2) 危機管理システム
- (3) 加入電話及び市内電話
- (4) ファクシミリ
- (5) アマチュア無線等
- (6) 伝令の派遣

2 情報収集員

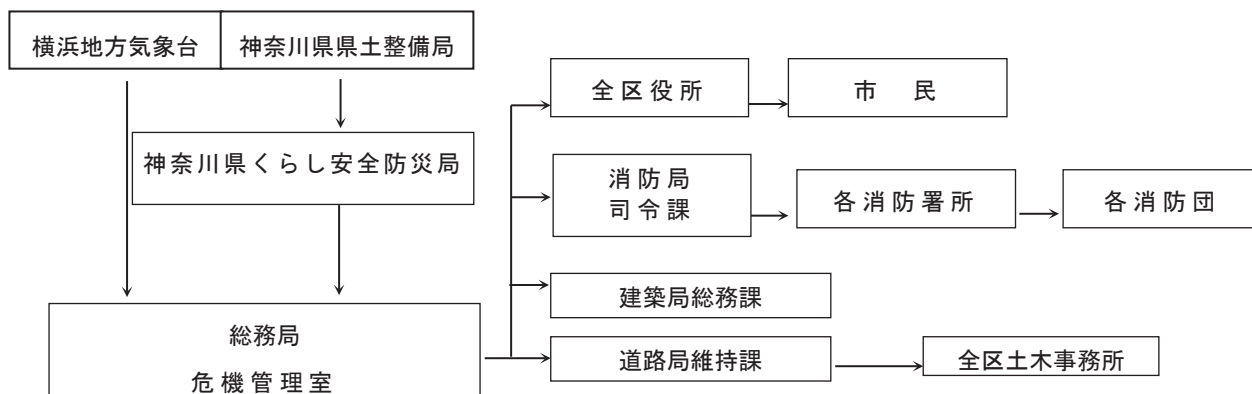
各地区隊長は、必要に応じて、情報収集員を区本部に派遣し、情報連絡にあたらせます。また、各地区隊長は、人員等により区本部に派遣することが困難な場合には、区本部からの人員の派遣を要請し、派遣された区本部からの情報収集員に情報を伝えます。また、警察署等の外部関係機関についても情報共有のための連携を図ります。

なお、区本部長は、必要に応じ、情報収集員1人以上を市本部に派遣し、区本部との情報連絡にあたらせることができます。

第5 土砂災害警戒情報の受伝達

市内土砂災害警戒区域等における土砂災害警戒情報は、次の受伝達系統図により伝達されます。

土砂災害警戒情報受伝達系統



区本部長は、必要に応じて、所管する施設の管理者等に連絡し、施設利用者へ伝達します。

なお、区本部長は、土砂災害警戒区域内（土砂災害警戒区域が指定されていない区については、土砂災害危険箇所内）に横浜市防災計画「資料編」に定められた要配慮者施設がある場合には、ファク

シミリ、Eメール等により土砂災害に関する情報等を伝達します。

区長は、神奈川県県土整備局砂防海岸課が提供する土砂災害警戒情報を補足する情報を把握し、避難勧告等の発令及び屋内安全確保の参考とします。

※ URL <http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

土砂災害警戒情報の発表対象地域は、次の2つに分割されます。

発表対象地域名称	地域
横浜市北部	鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区、瀬谷区
横浜市南部	西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区

第6 水防警報の種類、内容及び発表基準等

国土交通大臣及び神奈川県知事は、あらかじめ指定した河川及び海岸について、水防法第16条第1項に基づく水防警報を行うが、その種類、内容及び発表基準は次のとおりです。

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こも門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに水防機関の出動を準備させる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又ははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

第7 災害情報の収集、報告及び記録

1 情報収集・伝達の原則

災害情報については、市本部と区本部との情報受伝達は防災行政無線（ホットライン）の活用を

原則とします。

ホットラインが使用できない場合及び他施設との情報受伝達については本市のその他の無線通信網を活用することとし、次いで加入電話及び庁内電話、パソコン・携帯電話のEメールなど、あらゆる通信手段を活用することとします。

2 区本部の報告

区本部は、次の情報を収集し、市本部に速やかに報告します。

(1) 発災直後の情報事項

人的被害、物的損害及びその他の応急対策上必要な情報並びに職員参集状況について、目視や巡回、住民からの通報等により収集します。

(2) 中間報告

被災状況全般を集約し、報告します。

(3) 最終報告

被害の発生がおおむね終息し、さらなる被害拡大のおそれなくなった時点で、被害最終報告をします。

3 報告する被害種別

人的被害	死者数、行方不明者数、負傷者（重症、軽傷）数
住家被害	全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の棟数、世帯数、人員数
非住家被害	全壊、半壊、一部破損、浸水、その他の浸水の棟数
その他の被害	田畑の流出・埋没又は冠水面積、文教施設の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、病院の被害箇所数（1施設1箇所とする。）、道路の被害箇所数、橋りょうの被害箇所数、河川の被害箇所数、港湾の被害箇所数、砂防施設の被害箇所数、清掃施設の被害箇所数、土砂災害の箇所数、鉄道不通の箇所数、被害船舶の隻数、断水戸数（水道）、供給停止戸数（ガス）、通話不能回線数（電話）、停電戸数（電気）、ブロック塀の被害箇所数、その他の被害箇所数等
罹災世帯数 罹災者数	—

4 災害情報の記録

区本部長は、災害情報を緊急度、重要度等に区分し、速やかに関係部署に伝達するとともに、それを正確に記録することとします。

また、事後の振り返り・検証等のため、活動内容を記録・整理し、保存しておくとともに、必要に応じて、写真・ビデオ等による撮影を行います。

第8 災害時広報・報道

横浜市防災計画（風水害等対策編）第7章第14節「広報活動」に基づき実施します。

第9 広聴・相談活動

1 臨時区民相談室の開設

区本部長は、被災生活の不安の解消、生活の立て直し、自力復興を促進するため、臨時区民相談室を開設し、問い合わせ、相談、要望に対応します。窓口は状況に応じて、区役所や避難場所等において開設します。

2 災害時コールセンターの設置

横浜市防災計画（風水害等対策編）第7章第15節「広聴活動」に基づき実施します。

第6節 水防活動【庶務班、土木事務所地区隊、消防地区本部】

第1 水防活動の内容

1 河川等の監視、警戒

道路局河川部、土木事務所、消防署等は、随時、区域内の河川等（下水等の内水を含む、以下同じ。）を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに道路局河川管理課（道路局情報収集班）を通じ、河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めます。

気象の悪化が予想されるときは、監視及び警戒をさらに厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

2 水防用資機材の調達

土木事務所は、水防活動に伴う必要な資機材として、本市水防倉庫備蓄資機材を使用するとともに、緊急調達の方法についてあらかじめ定めておきます。緊急調達してもなお不足する場合は、神奈川県水防支部長に対して資機材の提供を要請します。

3 決壊等の通報及び決壊後の措置

(1) 決壊等の通報

区本部長は、堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちにその旨を該当する河川に応じ横浜治水水防支部、相模原土木水防支部、藤沢土木水防支部、川崎治水水防支部及び氾濫が予想される隣接市町村に通報します。また、鶴見川（国土交通省管理区間）の決壊等については、京浜河川事務所に通報します。

(2) 決壊後の措置

堤防等が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、区役所及び消防署は住民の救出及び避難を第一に行い、土木事務所は横浜建設業防災作業隊等の機関と協力し決壊箇所に応じた水防工法を行い、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めます。

第2 水防活動の業務分担

水防活動は、総務局、環境創造局、道路局、消防局及び区警戒本部（区本部）が密接に連携を図り実施します。

また、現場活動においては、区警戒本部（区本部）、消防署（消防地区本部）、消防団、所轄警察署等が相互に連絡をとり、効果的に実施します。

総務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨、洪水等の気象注意報・警報及び台風に関する情報の各区局への通報 2 水防警報の各区局への通報 3 被害情報の収集及び集約 4 複数の区にまたがる広域的な避難の準備、勧告又は指示
環境創造局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水再生センター、ポンプ場の操作の確保 2 公共下水道施設に係る被害状況の把握 3 公共下水道施設の建設工事箇所の被害防止措置の実施
道路局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報の各土木事務所への伝達及び配備指令 2 道路、河川・水路等の被害状況把握と総務局への報告 3 道路、河川・水路等の被害箇所の応急対策立案・実施

区警戒本部 (区本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 危機管理システム又は危機管理室から受信した気象情報等の土木事務所(土木事務所地区隊)及び区域の防災関係機関への通報 2 土木事務所(土木事務所地区隊)、消防署(消防地区本部)との連絡、また、気象の悪化が予想される場合は重点区域に対する厳重な警戒巡視の実施、事態に即応した措置の実施 3 区域の被害状況の集約、市本部への報告 4 区域住民に対する広報の実施 5 避難勧告等の発令及び実施 6 大雨により河川等の増水が予想される場合の、土木事務所及び消防署への親水拠点等河川安全パトロール等の要請
土木事務所 (土木事務所地区隊)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害を未然に防止するため管内の河川等又は遊水池等の水位の観測及び重要水防箇所等の監視 2 建設工事現場において、工事現場、あるいはこれに伴う市民への二次的な被害が予想される場合の、建設現場での二次災害の発生の未然防止策の実施 3 水防工法を実施する必要がある場合の、横浜建設業防災作業隊に対する出動等の指示の実施及び技術的な指導 4 河川等から溢水するおそれがある場合又は堤防の決壊場所等において水害防止又は軽減を図るための、積土のう、せき板等の水防工法の実施 5 降雨や河川の水位等の情報収集 6 区警戒本部(区本部)、消防署(消防地区本部)、あるいは県の機関等との連絡 7 管内の河川、下水道施設(水再生センター、ポンプ場を除く。)の被害状況の把握、被害箇所の応急措置の実施、環境創造局又は道路局への連絡 8 大雨により河川等の増水が予想される場合の、区警戒本部(区本部)からの要請による、親水拠点等河川安全パトロール等の実施

第7節 土砂災害応急対策

第1 早期の避難対策【庶務班・土木事務所地区隊・消防地区本部】

区本部長は、危機管理システムにより区域の降雨量を把握するとともに、消防署（消防地区本部）、土木事務所（土木事務所地区隊）、住民等と協力し、大雨警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたとき又は区域内に相当の降雨があったときは、次により住民等の早期の避難対策を講じます。

なお、区本部長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、即時避難勧告対象区域[※]の住民等に対して避難勧告を発令します。その他の崖地についても、住民等からの前兆現象の通報等により、適宜、避難勧告等を発令します。

※ 崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地としてあらかじめ指定した区域（7箇所）指定緊急避難場所（4箇所） 令和2年現在

1 事前の避難

危険が予想される危険箇所周辺の区民に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり避難するよう、具体的な指導を行います。

2 緊急警戒・巡視

土砂災害の発生が予想される場合は、次の箇所を中心に崖地の警戒・巡視体制を強化します。

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域（特に工事施工前、施工中のものを重点に行う。）
- (2) 土砂災害警戒区域等
- (3) 宅地造成中の箇所（施工者への災害防止指導）
- (4) 災害経歴箇所（特に最近崖崩れがあった箇所を重点に行う。）

3 住民等への情報伝達

区本部長は、土砂災害警戒情報が発表されたときや崖崩れの前兆現象を把握したときなど土砂災害の発生が予想される場合は、鶴見区「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難勧告等を発令し、住民等に伝達します。特に、具体的に危険が予想される住民等に対しては、個別伝達に努めます。

4 要援護者の避難対策【援護班】

要援護者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力も得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めます。なお、即時避難勧告対象区域の要援護者の避難場所として、寺尾地域ケアプラザを開設します。

第2 救出・救護対策

負傷者、死者、行方不明者が多数発生した土砂災害においては、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、被災した住民等の安否を確認するとともに、防災関係機関と連携・協力して二次災害の防止に留意しつつ行方不明者の捜索・救出を行うことになります。

その際の区本部の主な役割は、次のとおりです。

1 応援の要請

救出にあたり、重機等が必要なときは、横浜建設業防災作業隊等に応援を要請します。

2 仮設救護所の設置

土砂災害により負傷者が多数発生した災害現場においては、必要に応じて仮設救護所を設置し、医療救護班の医師の指示のもとに重症度選別を実施し、迅速な救護活動を実施します。

第3 二次災害防止対策

1 崖の監視

行方不明者等の搜索活動、応急工事等に当たっては、区役所（土木事務所地区隊を含む。）、消防隊等が協力し、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等について監視を行います。

2 被災宅地の調査

豪雨等に伴い宅地災害が広範囲に発生した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握するため「被災地宅地危険度判定士」の協力を得て調査を行います。

3 警戒区域の設定等

安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難勧告等を継続するとともに、第5章第2節「警戒区域の設定及び立ち退き」に定めるところにより、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行います。

4 再崩壊の防止

降雨継続時においては、作業の安全を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により再崩壊の防止に努めるものとします。

土砂災害が起き、放置すればさらに崩壊を生じて、人命・財産等の被害が拡大する等、いわゆる二次災害が発生するおそれのある場合には、協定を締結した横浜建設業防災作業隊に応急仮設工事の実施を依頼します。

5 応急対策事業等の実施

崩壊した崖面に防災シート被覆等を行うなどの応急資材整備事業を実施するとともに、土地所有者等が実施する応急仮設工事や緊急応急対策工事について、それぞれの実施要綱に基づき工事費用の助成を行います。

第8節 公の施設における災害時の対応【各班】

第1 基本的事項

1 関係機関の連携

公の施設を所管する局、消防署等の関係機関は相互に緊密な連携をとるとともに、災害の発生等に備え、あらかじめ具体的な諸活動にかかる対策を定めておきます。

2 初期対応

公の施設の特異性を考慮し、次の事項を効果的かつ速やかに実施します。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 利用者の安全確保
- (3) 施設の保全、指示の徹底
- (4) 災害の状況に即した適切な対応
- (5) 被害状況の報告等

第2 応急活動

1 連絡体制

(1) 所管施設との連絡等

区本部は、気象注意報、警報その他の情報等について、所管施設に伝達するとともに、施設の特異性を考慮し、状況に即して必要な指示の伝達、被害情報等の取りまとめを実施します。

(2) 市本部への連絡

区警戒本部（区本部）の情報収集責任者（庶務班長）は、区役所の所管する公の施設に被害が発生した場合は、無線ファクシミリ、ホットライン等により総務局危機管理室（市本部本部運営チーム）に速報します。

2 公の施設の活動

(1) 鶴見区各課及び関係区局との連携

公の施設の施設管理者（指定管理者を含む。）は、利用者、来訪者等の態様、施設所在地域における地象、水象等の異変等に十分注意し、所管区局及び関係区局等に対し、必要な連絡・報告等緊密な連携に努めるものとします。

(2) 要援護者を対象とする施設の対応

要援護者を対象とする福祉施設等においては、有事における避難、誘導及び保護者等に対する連絡等の活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を定めておくとともに、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、施設の実情に即して時期を失することなく、適切な対応を実施します。また、応急対応を実施した場合、被害が発生した場合等においては、速やかにその旨を所管区局等に報告し、必要な措置等の指示を受けるものとします。